

超短期所有に係る土地の譲渡等に係る課税土地  
譲渡利益金額の合計額の計算に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表三(四)付表

平二十三・四・一以後終了事業年度分

御注意

(2)(1) この表には、次の書類を別紙として添付してください。  
「土地建物と同時に譲渡した場合の区分計算の明細書」  
「直接又は間接に要した経費の額の計算」を実績配賦法によった場合の計算明細書

譲渡資産等の明細	土地の譲渡等の内容	1	(旧措法第63条の2第2項第1号又は措令第38条の5第1項第号該当)	(旧措法第63条の2第2項第1号又は措令第38条の5第1項第号該当)	(旧措法第63条の2第2項第1号又は措令第38条の5第1項第号該当)
	譲渡等に係る資産の取得年月日	2	平・	平・	平・
	同様の資産が土地等である場合	所在地	3		
		面積	4	平方メートル	平方メートル
	譲渡等の年月日	5	平・	平・	平・
	土地の譲渡等による収益の額	6	円	円	円
	同上に対応する原価の額(27の②)	7			
直接費又は間接に要した	法定の負債利子(28)×6%	8			
	実績による負債利子	9			
間の接に算要した	法定の販売費及び一般管理費(28)×4%	10			
	実績による販売費及び一般管理費	11			
	直接又は間接に要した経費の額((8)又は(9))+(10)又は(11)	12			
	土地譲渡利益金額(6)-(7)-(12)	13			
	圧縮額等の損金算入額	14			
	差引土地譲渡利益金額(13)-((13)と(14)のうち少ない金額)	15			
	特別勘定等の益金算入額	16			
	課税土地譲渡利益金額(15)+(16)	17			
	課税土地譲渡利益金額の合計額(17)の計	18			
(18)のうち	平成8年1月1日以前の課税土地譲渡利益金額の合計額	19			
	平成8年1月1日以後の課税土地譲渡利益金額の合計額	20			

譲渡した土地等の帳簿価額の累計額の計算

区分	事業年度	期末又は直前の帳簿価額	当期の有数の期間月数	②×③	事業年度	期末又は直前の帳簿価額	当期の有数の期間月数	②×③	事業年度	期末又は直前の帳簿価額	当期の有数の期間月数	②×③
21	∴	円	12	円	∴	円	12	円	∴	円	12	円
22	∴		12		∴		12		∴		12	
23	∴		12		∴		12		∴		12	
24	∴		12		∴		12		∴		12	
25	∴		12		∴		12		∴		12	
26	∴		12		∴		12		∴		12	
27	∴		12		∴		12		∴		12	
28	合計				合計				合計			

## 別表三（四）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、平成10年改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。）第63条の2（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、平成10年改正措置法附則第20条第4項（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率の廃止に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成10年改正前の措置法第63条の2（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、平成10年改正措置法令附則第17条第6項（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率の廃止に伴う経過措置）、平成8年改正前の措置法第63条の2（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は平成8年改正措置法附則第15条第3項後段（超短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）の規定により法人税が課される土地等の譲渡利益金額の合計額を計算する場合に記載します。
- 2 「土地の譲渡等の内容1」は、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。
  - (1) 旧措置法第63条の2第1項に規定する土地の譲渡等が、同条第2項第1号に該当する場合  
（旧措法第63条の2第2項第1号又は措令第38条の5第1項第1号該当）
  - (2) 旧措置法第63条の2第1項に規定する土地の譲渡等が、平成10年改正前の措置法令（以下「旧措置法令」といいます。）第38条の6第1項により読み替えられた措置法令第38条の5第1項各号のいずれかに該当する場合  
（旧措法第63条の2第2項第1号又は措令第38条の5第1項第 号該当）  
なお、空欄には該当する号を記載してください。